

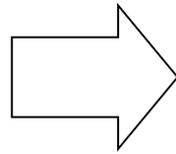
あなたの家の耐震診断は、お済みですか？

下諏訪町では、長野県と協力し、近い将来発生すると予想されている東海地震に備え、木造住宅の耐震化を推進しています。専門家による耐震診断を受け、地震に対する備えをしておきましょう。

補助制度あり

まずは**無料**の耐震診断

耐震改修・除却工事へ



【耐震改修工事への補助】

- 補助額：補強設計等費※及び補助対象工事費の 8 割を合算した額
- 補助金限度額：100 万円

※耐震改修工事とは、補強設計等及び耐震補強工事を指します。

※補強設計等とは、補強設計及び監理（設計）費用を指します。

設計後、耐震改修工事を行うことを要件としているため、設計のみは補助対象となりません。

【除却工事への補助】

- 補助額：除却工事に要する費用相当分
- 補助金限度額：83.8 万円

※除却工事について、家財等の動産は補助対象となりません。

※除却工事後に住宅の新築を行う場合は、信州健康ゼロエネ住宅助成金の対象となる場合があります。

詳しくは諏訪建設事務所建築課 [0266-53-6000] にお問い合わせください。

予算の枠に限りがあるため、希望される方は早めのご相談をお願いします。
また、耐震改修工事・除却工事については、年度内（概ね 2 月末日）に工事が完了するようにご検討ください。

詳細については、次のページをご覧ください。

<耐震診断から耐震改修・除却工事への流れ>

ステップー 1

耐 震 診 断 の 申 込 み

昭和 56 年 6 月に建築基準法が改正され、耐震基準が強化されました。

【対象住宅】 ☆次の全てに該当する住宅

- ① 昭和 56 年 5 月 31 日以前に工事着手した木造住宅
- ② 一戸建ての住宅又は 1/2 以上が住宅として使用されている併用住宅
(長屋、共同住宅及び賃貸住宅は対象外)
- ③ 在来工法で階数が2階以下の住宅
(ツーバイフォー工法や非木造の住宅は含まれません)

【費用】

無料 (国・県・町が負担するので無料です)

申込み受付中

※電話での申込み可能

【昭和 56 年 6 月 1 日以降に増改築がある場合】

昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された部分の床面積が、延べ面積の過半を占める住宅については対象となります。

ただし、平成 17 年 6 月 1 日以降に増改築を行った住宅は対象となりません。

ステップー 2

専 門 家 に よ る 耐 震 診 断

県に登録されている『木造住宅耐震診断士』による耐震診断を行います。

【日程の連絡】

調査日時の連絡は、診断士から電話または葉書で行われます。
双方の都合の良い日時を調整してください。

【現地調査】

診断は住宅内部や天井裏、床下の調査も必要になりますので、調査当日は立会いをお願いします。

【結果送付】

後日、下諏訪町より「耐震診断報告書」を送付します。耐震改修工事の方法とそのため概算工事費をご提案します。



熊本地震被害状況

【対象住宅】 ☆次の条件を全て満たす住宅

- ① 下諏訪町が実施する耐震診断の結果、総合評点が 1.0 未満の住宅
- ② 耐震改修工事の結果、総合評点が 0.7 以上かつ工事前の評点を上回る工事、または、当該住宅の除却工事。

※耐震改修工事・除却工事については、年度内(概ね2月末日)に工事が完了するようにご検討ください。

【補助額】

○耐震改修工事

補強設計等費及び補助対象工事費の 8 割を合算した額 (限度額 100 万円)

※昭和 56 年 6 月 1 日以降に増改築がある場合、補助の対象は昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された部分の工事に要する経費に限ります。

○除却工事

除却工事に要する費用相当分(限度額 83.8 万円)

※除却工事後に住宅の新築を行う場合は、信州健康ゼロエネ住宅助成金の対象となる場合があります。詳しくは諏訪建設事務所建築課[0266-53-6000]にお問い合わせください。

【補助を受けられる方】

- ・ 所有者または所有者の 2 親等以内の親族
- ・ 給与収入のみの方は、収入金額が 1,442 万円以下であること。
- ・ その他の方は、所得金額が 1,200 万円以下であること。

※補助金の交付申請を行う前に、耐震改修工事又は除却工事に着手してしまうと、補助は受けられませんのでご注意ください。

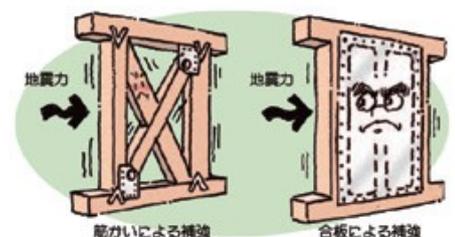
※補強設計等費を含む補助金交付申請をする場合は、設計の契約を結ぶ前にご相談ください。

※その他の補助金との重複は原則出来ません。詳細はご相談ください。

耐震改修工事の例

- 軽量化のための屋根のふき替え工事
- 壁を増やす工事、壁を筋交いや構造用合板で補強する工事
- 柱、梁の接合部を金物で補強する工事
- 無筋コンクリート布基礎に鉄筋コンクリート布基礎を打ち増しする工事

現行の耐震基準に適合させる耐震改修工事(工事後の総合評点が 1.0 以上)を行った場合、所得税額の控除と固定資産税の減額を受けることができます。



………… お申し込み・問合せ先 ……………

下諏訪町 建設水道課 都市整備係 TEL0266-27-1111(内線 245)

家具の転倒や置物の落下に注意しましょう！

建物の耐震性が十分でも、強い揺れにより室内の家具が転倒し、下敷きとなって大けがを負ったり命を失うことがあります。特に上階では揺れが大きくなるため、タンス、本棚、ピアノなどの重量物はきちんと固定する必要があります。

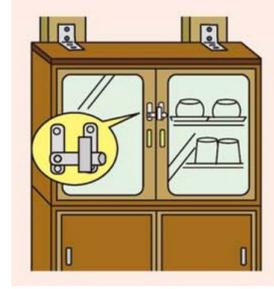
家の中の安全対策



戸棚のガラスや窓ガラスには飛散防止フィルムを張りましょう。



家具は、転倒防止のためL字金具で壁に固定するか、天井との間に突っ張り棒を入れて固定しましょう。本は重いものを下に、軽いものを上に置きましょう。



食器棚は、L字金具などで固定し、棚板にはすべりにくい材質のシートやふきんなどを敷きましょう。また、観音開きの扉の食器棚等には開放防止金具を取り付けましょう。

その他の補助金のご案内

	安心安全対策工事補助金	省エネ化リフォーム工事補助金
工事内容	1.居室減災化工事 昭和56年5月31日以前に工事着手した住宅が対象。地震に対して効果的な耐震シェルター、耐震ベッド等の設備導入または構造の補強工事（筋交い、耐力壁等） 2.ブロック塀等除去工事 ブロック造、石造、レンガ造等の門・塀を除去する工事、除去工事に付随するフェンス等の設置 3.屋外広告物除去工事 住宅に附属する屋外広告物を除去する工事	1.浴槽、台所、洗面所、トイレのリフォーム 節水型、高断熱型等、既設の省エネ性能を上回るものに変更するもの 2.床、天井の断熱改修工事 床材の変更や、断熱材追加など断熱性能が向上するもの 3.外壁、屋根の断熱改修工事 断熱塗料、遮熱塗料など断熱性能の高い塗料による塗替え など 4.窓、ドアの断熱改修工事 二重サッシや、断熱性能の高い窓に変更、網戸の設置 など
補助額	補助対象工事に要する経費の1/2に相当する額、限度額20万円 ※空き家バンク登録物件は10万円加算	補助対象工事に要する経費の1/10に相当する額、限度額20万円 ※空き家バンク登録物件は10万円加算
お申し込み・問合せ先	補助対象要件や対象内容等の詳細についてはお問い合わせください。 下諏訪町産業振興課 商工係 TEL0266-27-1111（内線274）	

『建築なんでも相談日』

相談無料

下諏訪商工会議所にて、毎月1回開催されています。専門家に直接会って相談したい方はご利用ください。詳細についてはお問い合わせください。

開催日時：原則第3土曜日 午前9時～11時 11時～予約により現地訪問

開催場所：下諏訪商工会議所 TEL0266-27-8533（随時ご相談ください）